

山梨県における F I T 調達期間終了後の太陽光発電施設に関する検討会設置要綱

(目的)

第 1 条 山梨県内で急速に導入が進んだ太陽光発電施設が F I T 調達期間終了後においても、再エネ電源として確保され、施設の廃止に至るまで県民の安全で安心な生活に影響を与えないよう、調達期間終了後の長期電源化及び使用済太陽光パネルの適正処理等について検討するため、山梨県における F I T 調達期間終了後の太陽光発電施設に関する検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 検討会は、次に掲げる事項を所掌する。

- 一 調達期間終了後の太陽光発電施設の長期電源化に関する事項
- 二 太陽光発電事業を廃止する場合の取り扱いに関する事項
- 三 使用済太陽光パネルの適正処理に関する事項
- 四 その他必要な事項

(構成員)

第 3 条 検討会は、別表に掲げる委員をもって組織する。

(招集及び運営)

第 4 条 検討会は、山梨県環境・エネルギー部長が招集する。

- 2 検討会に座長を置き、山梨県環境・エネルギー部次長をもって当てる。
- 3 座長は検討会を進行する。
- 4 座長は、必要があると認めるときは、構成員以外の者を検討会に出席させ、意見を求めることができる。
- 5 検討会は、原則として公開とする。

(庶務)

第 5 条 検討会の庶務は環境・エネルギー部において行う。

(その他)

第 6 条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、令和 4 年 9 月 7 日から施行する。

附則

この要綱は、令和 5 年 5 月 23 日から施行する。

別表

(構成員)

氏名	役職等
松本 修	三井物産プラントシステム株式会社 次世代事業開発本部 開発第一部 シニアコーディネーター
中野 純哉	三井物産プラントシステム株式会社 次世代事業開発本部 開発第二部 主任
芳賀 豊	三井物産プラントシステム株式会社 重機・プロジェクト開発本部プロジェクト開発部 主任
小野 広弥	PV CYCLE JAPAN
竹中 勝志	ソーラーフロンティア株式会社 PVリサイクル事業室 企画グループ担当課長
亀田 正明	(一社) 太陽光発電協会 技術部長
豊山 高志	(一社) 山梨県産業資源循環協会 副会長
依田 歩	甲府市 環境部 環境対策室長
深井 和孝	甲府市 環境部 環境総室 環境政策課長
伊藤 敦	甲斐市 生活環境部 脱炭素社会推進室 室長
末木 陽一	北杜市 建設部 まちづくり推進課長
雨宮 俊彦	環境・エネルギー部 次長 (座長)